

## 小山工業高等専門学校自衛消防隊組織要領

制 定 昭和44年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

第1条 小山工業高等専門学校防災管理規程（昭和44年4月1日制定。以下「規程」という。）第13条第4項の規定に基づく、小山工業高等専門学校自衛消防隊（以下「消防隊」という。）の組織は、この要領の定めるところによる。

第2条 消防隊は、本校の教職員で組織する。

第3条 消防隊は、本部、連絡・警備班、消火班、避難誘導・救護班をもって組織する。

2 消防隊の組織及び各班の職務は、別表のとおりとする。

第4条 消防隊に隊長1名、副隊長4名を置く。

2 消防隊の各班に班長及び主任をおく。

第5条 隊長は、消防隊を統轄し、避難状況の把握及び各種災害の状況を判断し、自衛消防活動上必要な指揮、命令を行うとともに、消防隊に対する情報の提供を行う。

2 副隊長は隊長を補佐し、隊長不在のときは、これに代るものとする。

3 班長は、班員を指揮してそれぞれの消防活動に当たるものとする。

4 主任は、班長を補佐し、班長不在のときこれに代るものとする。

第6条 消防隊は災害が発生した場合、直ちに自動的に編成するものとする。

第7条 消防隊の本部は、隊長の位置するところとする。

第8条 隊長は、状況により各班の人員を増減できるものとする。

第9条 消防隊は、技能の向上を図るため毎年2回以上訓練を行うものとする。

第10条 消防隊の運用に関して、この要領に定めてない事項は、隊長の指示によるものとする。

附 則

この要領は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

小山工業高等専門学校自衛消防隊組織表

本部	消防隊長 副隊長	事務部長 副校長（教務主事） 副校長（学生主事） 副校長（寮務主事） 防火管理者	各班との連絡調整及び消防隊の庶務
連絡・警備班	班長 主任 班員	総務課長 総務係長 総務課員（総務）	火災の消防署への通報・誘導、門扉解放、非常災害等の構内伝達、構内全般の警備
消火班	班長 主任 班員	財務係長 施設係長 総務課員（財務）	消火器・消防ポンプ等による初期消火、防火扉の開閉、電気・ガス切断、屋外持出品に対する飛火等の警戒
避難誘導・救護班	班長 主任 班員	学生課長 授業担当教員 教務係長 教員・学生課員	学生・教職員等の避難誘導、建物内部の残存者確認及び人命救助、負傷者等の安全地域への搬出・救護

各課・学科における非常持出用品の屋外搬出警戒、危険物の搬出警戒については、当該課・学科において対応するものとする。